

○ 信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁告示第三十四号）

改正案	現行
<p>第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～二十七 （略）</p> <p>二十八 一般社団法人しんきん保証基金</p> <p>二十九 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター</p> <p>三十 一般財団法人建設業振興基金</p> <p>三十一 一般社団法人全国石油協会</p> <p>三十二 （略）</p> <p>三十三 公益社団法人全国市街地再開発協会</p> <p>三十四 公益財団法人不動産流通近代化センター</p>	<p>第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～二十七 （略）</p> <p>二十八 社団法人しんきん保証基金（昭和五十三年四月一日に社団法人しんきん保証基金という名称で設立された法人をいう。次条第二十号において同じ。）</p> <p>二十九 財団法人ベンチャーエンタープライズセンター（昭和五十年七月一日に財団法人研究開発型企業育成センターという名称で設立された法人をいう。次条第二十一号において同じ。）</p> <p>三十 財団法人建設業振興基金（昭和五十年七月十六日に財団法人建設業振興基金という名称で設立された法人をいう。次条第二十二号において同じ。）</p> <p>三十一 社団法人全国石油協会（昭和二十八年六月二十五日に社団法人全国石油協会という名称で設立された法人をいう。）</p> <p>三十二 （略）</p> <p>三十三 社団法人全国市街地再開発協会（昭和四十四年十一月十一日に社団法人全国市街地再開発協会という名称で設立された法人をいう。）</p> <p>三十四 財団法人不動産流通近代化センター（昭和五十五年十一月</p>

三十五 (略)

三十六 公益財団法人大阪産業振興機構

三十七～四十 (略)

第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。

一～十九 (略)

二十 一般社団法人しんきん保証基金

二十一 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター

二十二 一般財団法人建設業振興基金

二十三 公益財団法人不動産流通近代化センター

二十四 (略)

二十五 公益財団法人大阪産業振興機構

二十六～二十九 (略)

一日に財団法人不動産流通近代化センターという名称で設立された法人をいう。次条第二十三号において同じ。）

三十五 (略)

三十六 財団法人大阪産業振興機構（昭和五十九年七月十日に財団法人大阪中央地場産業振興センターという名称で設立された法人をいう。次条第二十五号において同じ。）

三十七～四十 (略)

第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。

一～十九 (略)

二十 社団法人しんきん保証基金

二十一 財団法人ベンチャーエンタープライズセンター

二十二 財団法人建設業振興基金

二十三 財団法人不動産流通近代化センター

二十四 (略)

二十五 財団法人大阪産業振興機構

二十六～二十九 (略)